

議案第97号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市大学奨学金貸付条例の一部改正)

第1条 川崎市大学奨学金貸付条例（平成5年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第52条」を「第83条」に改める。

(川崎市岡本太郎美術館条例の一部改正)

第2条 川崎市岡本太郎美術館条例（平成11年川崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料(1)常設展の観覧料の表備考第3項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

(川崎市青少年科学館条例の一部改正)

第3条 川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通観覧料(1)一般投影の観覧料の表備考第3項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

(川崎市立日本民家園条例の一部改正)

第4条 川崎市立日本民家園条例（昭和42年川崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1普通入園料の表備考第3項中「第82条の2」を「第124条」に、「第83条」を「第134条」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この条例を制定するものである。